

## ○朝霞市緑化推進奨励金交付要綱

平成元年 3 月 22 日 要綱

改正 平成 7 年 4 月 1 日

平成 31 年 2 月 25 日

令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、朝霞市緑化推進条例（昭和 64 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、保護地区及び保護樹木（以下「保護地区等」という。）の適切な維持を図るための奨励金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付対象者)

第 2 条 朝霞市緑化推進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象者は、条例第 4 条第 1 項の規定による保護地区等の指定（以下「指定」という。）を受けた者とする。この場合において、当該指定を受けた者に当該年度の固定資産税の滞納がある場合には、奨励金の交付対象者とならない。

2 前項本文の規定は、国又は地方公共団体の所有又は管理に係る保護地区等については適用しない。

(奨励金の額)

第 3 条 奨励金の交付額は、別表に定める範囲内において市長が定める額とする。

(奨励金の交付)

第 4 条 奨励金は、前条に規定する基準により算出し、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 年度とし、当該年度末に交付する。

2 奨励金は、指定した日の翌月から起算して解除の月まで、月割りにより算出する。

3 前 2 項に規定する奨励金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(奨励金の交付申請)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定通知書)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その適否を審査し、奨励金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、奨励金を受けた者が、条例若しくは条例に基づく規則に違反し、又は不正な行為があったと認めたときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月25日要綱第3号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	交付基準		備考
	経過期間	奨励金の額 (年額)	
保護地区	3年まで	指定保護地区に係る当該年度の固定資産税相当額の30%以内の額	交付基準中「固定資産税相当額」が1㎡当たり100円未満の場合は100円とする。
	3年を超え6年まで	指定保護地区に係る当該年度の固定資産税相当額の40%以内の額	
	6年を超えるもの	指定保護地区に係る当該年度の固定資産税相当額の50%以内の額	
保護樹木	3年まで	樹木1本当たり 1,800円	
	3年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円	
	6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円	

備考 経過期間の算定は、指定した日が属する年度の4月1日から起算する。